請 書

令和 年 月 日

上田市長 殿

住 所

受注者 商号又は名称

代表者氏名 印

下記の工事の施工については、財務規則を承諾のうえ、相違なく完成します。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所 上田市
- 3 工事期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

- 5 契約保証金 契約を履行できなかったときには、請負代金額の 100 分の 10 に相当する額を 納入します。
- 6 工事内容 別紙設計図書のとおり

- 第1条 受注者は、この請書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約(この請書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第3条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 第4条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更及び工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。この場合 において、工期及び請負代金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。
- 第5条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害及び第三者に損害を 及ぼしたときは、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発 注者が負担する。
- 第6条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、工事の完成検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は、工事が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。
- 第7条 受注者は、検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができ、発注者は、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 第8条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である ときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の 費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員との関与が認められるとき。
 - (5) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (6) 刑法に抵触し、刑が確定したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 第10条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 前条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - (5) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 前項各号(前項第5号を除く。)に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 第11条 受注者は、この契約に係る工事の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに 所管の警察署に届け出なければならない。
- 第12条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。